

倉吉市上下水道局告示第 11 号

上神地区農業集落排水施設について、公示した排水区域を変更するので、倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成 3 年倉吉市条例第 15 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 8 日

倉吉市長 広田 一恭

1 供用を変更する年月日

令和 7 年 10 月 8 日

2 新たに供用を開始する排水区域

倉吉市寺谷 364 番 4

3 排水施設の位置

倉吉市寺谷 896 番地

4 縦覧期間

令和 7 年 10 月 8 日から 10 月 22 日まで（倉吉市の休日を定める条例（平成元年倉吉市条例第 2 号）第 2 条に規定する市の休日を除く。）

5 縦覧場所

鳥取県倉吉市葵町 722 番地

倉吉市上下水道局（倉吉市役所本庁舎）



